

実質的支配者 リスト制度



制度の対象となる会社は

「株式会社」と「特例有限会社」です



詳細については[こちら](https://www.moj.go.jp/MINJI/minji06_00116.html)（法務省ホームページ）

（リンク：https://www.moj.go.jp/MINJI/minji06_00116.html）

タイトル：実質的支配者リストの写しの交付を受けるための手続

◆ 実質的支配者リスト制度の大津版パンフレットはこちら

- [直接保有について](#)
- [間接保有について](#)

◆ 申出を行う際の必要書類の作成について

（１）実質的支配者情報一覧の作成（直接保有と間接保有で様式が異なります）

- ①直接保有の場合 [直接保有専用様式](#)
- ②間接保有の場合 [間接保有専用様式](#)

（２） 実質的支配者情報一覧の保管及び写し交付申出書

[申出書様式](#)

[記載例](#)

(3) 添付書面の準備

- ・ [株主名簿の写し](#) [参考様式](#) **【必須】**
- ・ 実質的支配者（株主）の本人確認書面 **【任意】**
※ 添付がない場合、実質的支配者情報一覧の「実質的支配者の本人確認の書面」欄は「なし」という記載となります。

詳細については、法務省ホームページを御確認ください。

(4) 委任状（代表取締役からの申請の場合不要）

[委任状様式](#)

[記載例](#)